

2022年3月10日

認知症研修認定薬剤師 認定者各位

一般社団法人日本薬局学会
会長 首藤 正一
(捺印省略)

認知症研修認定薬剤師制度における認定更新要件の特別措置について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う対応措置により、認定期間を1年間延長とし、2020年6月1日にメールにて全認定者に通達し、さらに2021年1月29日に再度1年間の延長をいたしました。しかしながら今年になっても、同ウイルスの感染は変異株の発現等、収束の傾向を見せないことから、本学会では現地集合型研修の開催を引き続き見合わせ、オンラインにて開催をしております。

2020年6月に延長措置をした際に、下記項目1のとおり認定期間をそれぞれ3月末日に統一いたしました。ご自身の認定期間をお確かめいただき、更新に備えてください。

なお、認定更新については、従来の実施細則第5条更新要件および更新方法に指定した単位を取得し、また合わせて症例報告書(介入事例)を1例提出することを定めておりましたが、現地集合型研修が再開するまでの特別措置として、2021年1月の通達において症例報告書1例の提出をもって認定更新申請を受理することを決定しました。現在はオンラインでの研修会が活発に開催されており、その受講も困難ではないとみなし、2021年12月28日の通達により更新要件を変更しました。今現在、コロナ禍における介入事例としての症例報告書の作成が困難であるとの理由により、更新要件は特例措置を続けながらも、項目2のとおりに変更いたします。

記

1. 認定期間について

それぞれの合格年度ごとに認定期間は以下のとおりとします。

第1回(2016年度)試験合格者	2022年3月末日
第2回(2017年度)試験合格者	2023年3月末日
第3回(2018年度)試験合格者	2024年3月末日
第4回(2019年度)試験合格者	2025年3月末日

なお、既に初回の更新を済ませている方は、更新後の認定期間に2年間を加えてください。

2. 認定更新の要件について

認知症研修認定薬剤師制度実施細則 「第5条 更新要件および更新方法」第1項に定めた更新要件の単位については、本学会にて従来どおりの研修を実施できるまでの特別措置として、老年期認知症研究会の「参加証明書」、またはそれに準ずる研修会の「講習会聴講・地域活動実施 報告書」を提出することで更新申請を行ってください。症例報告書の提出は今回に限り不要となります。

従来どおりの更新要件での申請になる際は、改めて通達します。

なお、以下、第2, 3項については変更ありません。

第2項 更新申請時に日本薬局学会の正会員であること。

第3項 更新申請の受付期間は、認定期間の期限の前後1ヶ月で申請をすること。

3. 更新の際の必要書類について

実施細則 第5条第4項に定めた書類のうち、2022年に研修会参加証もしくは報告書のみで更新する際は、以下の書類を提出してください。

- ①認定更新申請書（書式は日本薬局学会ホームページよりダウンロード可能）
- ②日本薬局学会正会員会員証（日本薬局学会ホームページより印刷可能）
- ③薬剤師認定制度認証機構等が認めた研修認定薬剤師証明証の写し
- ④老年期認知症研修会参加証（提出用）もしくはそれに準ずる研修会の講習会聴講・地域活動実施 報告書
- ⑤認定更新料振込明細の写し

以上